

多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成事業に係る登録事業者募集要領

第1 趣旨

この要領は、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成事業実施要綱第5条に規定する事業者の登録手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 登録の要件

登録しようとする事業者は、次の項目のすべてに該当するものとする。

- ア 多賀城市物品・委託入札参加資格者名簿に登録があること
- イ アの名簿に登録がないが、下記のいずれにも該当しない者
 - ・多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）第2条に定める事項に該当する者
 - ・法人税（個人事業者にあつては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者
 - ・多賀城市税（延滞金を含む。）を完納していない者
 - ・多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者
- ウ 第6に定める見守り機器のサービスを有していること

第3 登録の申請

登録事業者として登録しようとする者は、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス提供事業者登録申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、第2のイに該当する事業者についてはア～エの書類の添付を省略することができる。

- ア 登記事項証明書
- イ 印鑑証明書
- ウ 国税の納税証明書
- エ 市民税の納税証明書
- オ 機器機能概要【別紙】

第4 登録証の交付

第3の登録申請の審査の結果、あんしん見守りサービスを提供する事業者の登録を認めるときは、多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス提供事業者登録決定通知書兼登録証（様式第2号）により当該申請を行った事業者に通知する

ものとする。

第5 利用契約

多賀城市あんしん見守りサービス費等助成金支給決定通知書（様式第5号）を受領した場合は、有効期限内に契約及びあんしん見守り機器の利用を開始するものとし、同時に契約者から多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金請求書（様式第6号）を受け取るものとする。

ただし、不測の事態により契約及び機器の設置が有効期限内にできないと判かった時は、担当課へ速やかに連絡し、指示を受けるものとする。

2 前項の利用契約に係る初期費用、設置費用又は月額利用料金から多賀城市あんしん見守りサービス費等助成通知書に記載した助成額を控除した額を契約者から徴するものとする。

第6 見守り機器及び助成額

当事業で登録できる見守り機器及び助成額は次のとおりとする。

種目	性能等	助成対象経費	限度額
自宅取付型	下記のいずれかの性能を有するもの ・ 宅内に取り付けたあんしん見守り機器及びそれに附属する装置等で、非常時に一動作で警備会社等に通報でき、救急車の出動要請など緊急対応につなげることができるもの ・ 宅内に取り付けた人の動きや振動を検知するセンサー等のあんしん見守り機器で、あらかじめ登録された者へ通報され、緊急事態を通知できるもの	機器設置費等の初期費用(初期費用が不要の場合は、12月分の利用料)	・ 初期費用 : 15,000円 ・ 利用料 : 15,000円 (月1,250円) ※いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ額とする。
携帯型	あんしん見守り機器を操作することで、あらかじめ登録された者へ通報され、緊急事態を通知できるもの	初期費用(初期費用が不要の場合は、12月分の利用料)	

第7 初期費用等の請求額

第6に定めた助成額相当額を受領委任払いの方法により助成するので、利用者への請求に当たっては助成相当額を控除した金額を請求し受領すること。

第8 助成額の請求

第5の利用契約が終了し利用を開始した場合は、利用者から受領した多賀城市高齢者等あんしん見守りサービス費等助成金請求書（様式第6号）に必要事項（振込口座）を記入し翌月10日までに市長へ提出するものとする。

ただし、月額利用料の助成に係る請求については利用月の翌月10日まで（当該年度分を一括で請求する場合は最終月の翌月10日まで）に市長へ請求書を提出するものとする。

第9 その他

登録申請に係る費用は申請者の負担とする。また、申請に係る書類については返却しない。